

# 理 由 書

## 1 都市の将来における施設の位置付け及び都市計画の必要性

### (1) 上位計画との整合について

火葬場建設にあたっては、建設地が所在する清須市の計画と整合を図る必要があります。

清須市では「第2次総合計画」を平成28年12月に策定し、「政策4 便利で快適に暮らせるまちをつくる」の施策の目指す姿として、「斎苑施設が整備され、市民が身近な場所で葬儀等を営むことができる環境が確保されています。」と位置付けられています。

また、「清須市都市計画マスタープラン」においても、施設整備の方針として、「市民が至近な場所で利用できるように、広域的な連携により火葬施設の整備に取り組みます。」と位置付けされています。

### (2) 都市計画の必要性について

火葬場は恒久的な施設として、地方公共団体が住民に対して将来に渡り安定した火葬サービスを提供する必要があることから都市計画決定を行うものです。

## 2 位置の妥当性

建設地は、周辺に人家が少ないこと、十分な敷地が確保できること、構成市全域から考えたアクセスの利便性が確保できることなどから妥当であると考えられます。

## 3 区域（規模）の妥当性

火葬場は、建物用地、駐車場、構内道路、環境緑地から構成され、建物内には、人体炉6基、動物炉1基にそれぞれ対応した待合室や収骨・告別室が必要であり、駐車場も会葬者の人数を想定した台数が確保する必要があります。また環境緑地についても、敷地周囲の緩衝帯を設け、調整池も確保する必要があります。規模は妥当であると考えられます。